

携帯電話アンケートに関する分析と考察

今回の調査は、守山市および野洲市の小学校・中学校・高校を各1校ずつ抽出し、小学校においては5年生とその保護者、中学校においては2年生とその保護者、高校においては、2年生を対象に実施した。尚、回答率は小学校児童94.4%、保護者83.8%・中学校生徒93.7%、保護者86.7%・高校生徒88.7%（ただし、児童・生徒の回答率は在籍数に対しての割合である）

1. 児童・生徒および保護者アンケート結果より

(1) 所持率と使用料金について

所持率は小学5年生では16.1%、中学2年生では50.7%、高校2年生では98.5%であった。男女別所持率では、高校生ではあまり差はみられないが、小・中学生では女子の方が10~20%程度高くなっている。子どもたちの生活の中での携帯電話の普及が進んでいると考えられる。こうした所持率の増加の背景には、インターネットや各種通信機器の発達によるコミュニケーションツールとして普及が広がったことや、社会の不安定要因などへの対策として活用が広がったことなどの理由が考えられる。また、所有開始時期は、中学校や高校への入学期前後が多く、保護者アンケート結果からも同様のことがみてとれる。小学校段階からの所有状況も増加傾向にあり、低年齢化も進んでいる。

使用料金については、全体的には、1万円未満での使用状況が多く、小学5年生で39.5%（ほとんどが5千円未満）、中学2年生で80.3%、高校2年生で82.1%であった。小学生では保護者が意図的（どちらかという保護者の都合で）に携帯電話を持たせている実態があり、使用料金については保護者が管理しているケースがほとんどであると考えられる。中学生や高校生で1万円以上の使用が減少傾向にあるのは、各販売業者間での利用者獲得をめざしたサービス向上や料金体系の変更等により、安価で割安なシステムが普及した結果とみることもできる。

保護者が子どもに携帯電話を持たせている理由としては、小・中学校とも「連絡用」が一番多く、小学5年生保護者では72.5%、中学2年生保護者では58.7%である。中学生では、「子どもがほしがる、せがまれる」が17.4%、「防犯対策」が15.2%である。携帯電話のコミュニケーションツールとしての活用が広がり、特に中学生期に子どもらの要求も強まり、保護者が「せがまれ」やむなく持たせるといった現状もあるかも知れない。また、中学生になると交友関係や行動範囲も広がり、そうした中で防犯対策としての活用の意味合いも強まると考えられる。

(2) 利用状況と被害実態について

携帯電話の機能も多様化し、通話よりむしろメールやインターネットといった目的での使用が多い。1日の生活時間の中で携帯電話の使用で多くの時間が費やされていると考えられる。出会ったことのない「メル友」がいると答えた割合は、小学5年生では7.9%、中学2年生では18.5%、高校2年生では34.8%となっている。学年があがるにつれ、その率が上がる。男女別に「メル友」の存在率を比較した場合、中・高校生では女子の方が男子より「メル友」の存在はおおよそ1.5倍程度の割合で高くなっている。携帯電話の使用頻度等とも関係するが、特に高校生女子がトラブルや事件に巻き込まれるケースが多く発生していることとも関連づけられる。迷惑メールの受信経験がある割合は、小学5年生では15.8%、中学2年生では69.6%、高校2年生では69.8%である。小学生では比較的少ないが、中・高校生では約7割が迷惑メールの受信経験を持っている。

「出会い系」サイトや「アダルト」サイトの閲覧状況の割合は、小・中学生は比較的低いが高校2年生では14.8%である。高校生では、所持率が高いこともあり有害サイト等の閲覧経験が一気に増加するため、こうしたことがきっかけで、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高くなると考えられる。

掲示板・ブログ・チャットの利用経験がある（「よく利用する」「時々利用する」を合計した数）は、小学5年生では7.9%、中学2年生では29.8%、高校2年生では60%である。中学生ではおよそ3人に1人、高校生では3人のうち2人が掲示板やブログ、チャットの利用経験がある。高校生では、利用するものの中でも特に「よく利用する」ものの割合が高く、利用頻度が多いと考えられる。中学校や高校では、掲示板やブログ内での差別的な書き込みや誹謗・中傷する内容のメールが送られるなどの問題も発生している。利用者が増加している傾向からも、こうした問題が起こりうる素地も拡大していると考えられる。

携帯電話を悪用したトラブルや犯罪の被害は、小・中学生では被害の発生状況は低いが高校2年生では全所持者の7.4%が被害経験がある。高校生での被害総数24人のうち、男子が10人、女子が14人である。架空請求詐欺被害や出会い系サイトによる援助交際、児童買春の被害など携帯電話を介したトラブルや犯罪が多く発生している現状から、高校生（特に高校生女子）がそうした被害に遭う確率が高いと考えられる。

(3) フィルタリングの利用について

フィルタリングの認知度の割合は、小学5年生では23.7%、中学2年生では32.1%、高校2年生では28.9%である。全体的に3割程度しかフィルタリングについて認知されていない実態がある。小学5年生保護者では71.9%、中学2年生保護者では64.0%である。子どもの認知度に比べると、保護者の認知度は高く、6～7割の割合でフィルタリングが認知されている。

実際の利用については、小学5年生では18.4%、中学2年生では19.6%、高校2年生では6.2%である。全体的には、高校生の利用状況が極端に低く、男子に比べ女子の利用状況がやや低い。また、「わからない」と答えた割合が高く、小学5年生では65.8%、中学2年生では59.5%、高校2年生では60.6%である。全体で6割前後が自身の携帯電話のフィルタリング利用状況について把握しないまま使用している実態があると考えられる。販売業者においては、各種啓発の課題や提供されているサービスや機能における問題などの要因があると考えられる。また、保護者がフィルタリングを認知しながら、子どもの携帯に有効利用していないと考えられる。

2. 携帯電話販売業者への聞き取り調査結果より

守山市・野洲市には、現在携帯電話の取扱店が18店舗（守山市12店、野洲市6店）ある。今回の調査では、守山市8店、野洲市5店の13店舗に対しての「聞き取りアンケート調査」を実施した。調査内容は、①未成年者への販売②年齢（本人）確認の方法③アクセス制限（フィルタリング）④セキュリティ対策⑤盗難防止対策⑥特に力を入れていることについて直接取扱店を訪問し、聞き取った。特にここでは、フィルタリングについての普及状況や課題についてまとめた。社団法人電気通信事業者協会の「フィルタリング普及啓発アクションプラン2007」の中で、総務省が2007年1月に実施した平成18年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査（男女1千名を対象とした郵送調査）によると、携帯電話のフィルタリングサービスを認知している割合は、65.9%となっている。この結果は、1-(3)に示した保護者のアンケート結果と似た数値となっているが、実際に携帯電話を使用している児

童・生徒らの認知度とはひらきがある。また、実際の利用はさらに低い割合となっている現状がある。こうした結果の一因として、今回の聞き取り調査では、以下の3点が明らかになった。1つめは、契約時に保護者と同伴して契約するので、最初は申し込みをするが、使っているうちに行きたいサイトへのブロックがかかるので、後で解除してしまう。2つめは、機種変更やサービス内容変更は同意書だけでよいので、保護者が知らないうちに解除している。3つめは、方式による分け方で、有害と思われるサイトでも有害情報が含まれないと判断されたり、有害と思われないサイトでも有害情報が含まれると判断されたりすることがあるなどのシステム上の問題がある。「アクションプラン 2007」の中でも、新規申し込み時におけるフィルタリングサービスの意思確認の実施やユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの改善の取組など示されているが、利用者側の理解を含め、販売業者や関係する各機関が一体となったフィルタリングの普及促進に向けた取組の推進が一層重要となる。

3. 成果と課題

今回実施したアンケート結果から、子どもたちや保護者の携帯電話利用実態等について現状を把握することができた。携帯電話の普及拡大が進む中で、今後もさらに多機能化・高機能化し、生活面での必携アイテムとしてのニーズもますます高まっていくと考えられる。情報化時代において、携帯電話は有効に活用すれば生活を豊かにする大変便利なツールとなる反面、特に子どもたちにとっては、使い方を誤れば大変危険なツールにもなる。こうした状況を把握した上で、以下のように課題を整理する。

(1) 子どもに携帯電話を持たせる保護者の課題

低年齢時より携帯電話を持たせる保護者が多くなっている。携帯電話を持たせる場合に、きちんと子どもと向き合い、持つ場合の責任を明確にし、具体的なルールや約束事をしっかりと確立しなければならない。保護者自身も携帯電話の機能等について十分に理解を深め、特に危険な使用法については家庭の中でしっかり教える必要がある。

(2) 携帯電話を利用する子どもの課題

携帯電話が多機能になり、様々な使用法がある。携帯電話を悪用した犯罪なども今後ますます巧妙化いくことも考えられ、子どもたちが巻き込まれるケースも増加すると思われる。利用者としての責任を自覚し、安易な考えで使用するのではないよう携帯電話に関する知識やトラブルや犯罪に巻き込まれないための予防策についての理解を一層深める必要がある。

(3) フィルタリングの普及に関する課題

保護者については一定の認知度があるものの、実際に携帯電話を使用している子どもの認知度は低い。家庭においては、保護者の責任でフィルタリングについて知識や使用法などしっかりと子どもに教えていく必要がある。少年センター等、青少年の健全育成に取り組む機関においては、あらゆる機会を通じ、啓発の深化を図る必要がある。また、販売業者においては、普及実態の現状を的確に把握し、適切な普及方法を探るとともに、フィルタリングに関しての技術的な改善などを含めたより有効な方法を確立する必要がある。

4. 今後の取組

青少年の健全育成の視点に立ち、明らかになった課題の解決に向け、学校、家庭、関係機関、販売業者が一体となって取組を進めることが大切である。学校においては、児童・生徒および保護者に向けた学習や研修の場を設け、理解を深める。関係機関においては、機関誌での啓発や各種研修会の実施（当少年センターでは、e-ネット・キャラバンの活用）などにより啓発を推進する。販売業者においては、より効果的なフィルタリングの普及を図る。子どもたちの生活の基盤は家庭である。家庭における保護者の役割がより一層の効果を生むものとする。